

児童扶養手当額の算出方法などが変更になりました

図 子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から**児童扶養手当**と**調整する障害基礎年金**などの範囲が変わります。

●変更内容

令和3年3月分の手当以降、障害基礎年金などを受給している人で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

●手続きなど

すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則、申請は不要です。それ以外の方が児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

なお、令和3年3月1日より前でも事前申請ができます。

●支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

ながさきのイマドキ♡婚活事情

おしえて!ヨシエさん



第5回 子どもが結婚するまで同居?

こんにちは。ご近所さんの結婚相談に乗っている、永縁ヨシエです。今日は、同級生のハルミさんとランチ。娘のエリさんの話になりました。

ハルミ エリったら、もうすぐ30歳になるのに「結婚したいけど、結婚はコスパが悪い」なんて言って、なかなか婚活を始めないのよ。

ヨシエ そうねえ、今は独身男性の6割、女性の7割が親と同居してるって言うけど(図1)、**親と同居だと、家賃はかからないし、家事はある程度やってもらえる**しね。

ヨシエ でも、親だっいつまでも**元気なわけじゃないんだから。独身のままで60代で半数以上が一人暮らしになる**んだって(図1)。

ハルミ エリは一緒に暮らせる兄弟もいないし、思うように働けなくなってから、突然一人暮らしになったら大変ね。

ヨシエ 一方で、**今の子どもは親の頃より独立心が強い**、ってデータもあるのよ(図2)。今の子ども世代は収入があれば独立したいと思ってる人が多いんだって。

ハルミ そういえばエリも「一人暮らししてみたい」って言ってたっけ。

ヨシエ ねえ、子育ての目標って何だと思う? 私は子どもの自立だと思ふの。エリちゃんの**一人暮らし、いいじゃない**。応援してあげたいな。もしかしたら、**自然と、精神面でも経済面でも協力し合えるパートナーが欲しい**って思うかもしれないよ。

ハルミ 「可愛い子には旅をさせよ」ね。

参考文献:天野馨南子著「データで読み解く『生涯独身』社会」(宝島社新書)。登場する人物やエピソードはすべて架空のもの。

ご存知ですか!? 長崎県が運営する「お見合いシステム」会員募集中です!
(登録料2年間1万円) **南島原市限定** 今ならあなたにあう相手の探し方がわかる「婚活力テスト」付き

図 地域づくり課 ☎73-6631 長崎婚活サポート 🔍 検索 🗺️ 長崎県

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策

2月26日まで!

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか?

図「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
☎0120-400-903(平日:午前9時~午後6時)
南島原市 子ども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給します。

- 基本給付・再支給
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の給付
- 追加給付…1世帯5万円

📅2月26日(金)までに子ども未来課または各支所で申請してください。
※基本給付の申請が済んでいない人は、再支給分と併せて申請ができます。詳しくはお問い合わせください。

こんにちは!消費生活センターです

図 南島原市消費生活センター ☎82-3010

賃貸アパート契約の初期費用あれこれ

初めての賃貸アパート・マンションでの生活を控え、いざ契約を交わそうとしたとき、専門用語も含む各費用に戸惑う人も多いのではないのでしょうか。今回は契約時にかかる各費用(初期費用)についてご紹介します。



《費用あれこれ》 地域や慣習によって、費用の呼び名や取り扱い方が変わります。名目に関わらず、分からない費用は不動産会社に尋ねましょう。

●家賃

契約時に最初の1~2カ月分を前払いすることが一般的です。家賃の中には、物件の自然損耗、経年劣化による補修費も含まれていると考えられています。

●管理費・共益費

共用部分の設備の維持管理・メンテナンスにかかる費用で、家賃と同じく毎月支払うこととなります。エレベーターがある物件は少し高めです。

●敷金(保証金)

大家さんに預けるお金です。退去時には滞納家賃や原状回復費用(借主がわざと、または不注意で傷つけてしまった部分の補修費など)を差し引いて、借主に返還されます。敷金は特にトラブルになりやすいので、契約する時に返還のルールをしっかりと確認しておきましょう。
ちなみに「敷引き」は、敷金から差し引かれるお金のことです。もし「敷金1カ月(家賃1カ月分)、敷引き1カ月」と記載があれば、返金は一切ありません。

●礼金(権利金)

大家さんにお礼として支払うお金です。返金はありません。

●仲介手数料

不動産会社の仲介サービスに対するお金です。

●保証料

家賃保証会社の保証サービスに対するお金です。最近では連帯保証人がいても、保証会社をつけることを条件にした物件も増えてきました。滞納時には家賃を立て替えてくれますが、立替分は保証会社に返さなければいけません。

このほか、火災保険料、鍵の交換費用、引越費用などがかかります。初期費用は契約内容や地域、居住人数により異なりますが、一人暮らしの場合で家賃の6カ月分ほどかかると言われています。また、契約前には、申込金や手付金などの名目で支払いを求められることがあります。この場合にはキャンセルしたときに返金されるのかどうか確認しましょう。困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。